・二九	その他のもの	五・二％
ハフニウム		
・三一	塊、くず及び粉	無税
・三九	その他のもの	五・二％
レニウム		無税
・四一	塊、くず及び粉	五・二％
・四九	その他のもの	

に、

八一一二・五九	その他のもの	五・二％
	カドミウム	
	くず	
八一一二・六一	その他のもの	四・一％
八一一二・六九	一　塊及び粉	四・一％
	二　その他のもの	五・二％

を

他のもの	五・二％

に改める。

別表第一六部の注2(b)ただし書中「は、第八五・一七項」の下に「に属し、第八五・二四項の物品に専ら又は主として使用する部分品は、第八五・二九項」を加え、同注に次のように加える。

6(A)この表において「電気電子機器のくず」とは、電気電子機器を組み合わせたもの、印刷回路基板及び電気電子機器製品で、次のものをいう。

(i)　破損、切断又はその他の加工により本来の用途に用いることができなくなつたもの及び本来の用途に用いることができるよう修理することが経済的に適しないもの

(ii)　輸送、積込み又は荷卸しの際に、個々の製品を損傷から保護するような形で梱包又は輸送されなかつたもの

(B)「電気電子機器のくず」及びその他のくずを混載した貨物は、第八五・四九項に属する。

(C)　この部には、第三八類の注4の都市廃棄物を含まない。

別表第八四類の注2を次のように改める。

2　第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項に該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八〇項までに該当するものは、この部の注3及びこの類の注11の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項の該当する項に属する。

(A)　第八四・一九項には、次の物品を含まない。

(i)　発芽用機器、ふ卵器及び育すう器（第八四・三六項参照）

(ii)　穀物給湿機（第八四・三七項参照）

(iii)　糖汁抽出用浸出機（第八四・三八項参照）

(iv)　紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（第八四・五一項参照）

(v)　機械的作業を行う機器（理化学用のものを含む。）で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの

(B)　第八四・二二項には、次の物品を含まない。

(i)　袋その他これに類する容器の封口用ミシン（第八四・五二項参照）

(ii)　第八四・七二項の事務用機器

(C)　第八四・二四項には、次の物品を含まない。

(i)　インクジェット方式の印刷機（第八四・四三項参照）

(ii)　ウォータージェット切断機械（第八四・五六項参照）

別表第八四類の注9(A)中「注9(a)及び9(b)」を「注12(a)及び(b)」に改め、同注9(D)中「この項」を「同項」に改め、同注中9を11とし、8を9とし、その次に次のように加える。

10　第八四・八五項において「積層造形」（三次元印刷とも呼ばれる。）とは、材料（例えば金属、プラスチック又はセラミック）のレイヤリング及び固形化処理によるデジタルモデルをもととした物体の形成をいう。

この部の注1及びこの類の注1のものを除くほか、同項に該当する機械は、同項に属するものとし、この表の他の項には該当しない。

別表第八四類の注7中「、2」を「、この類の注2」に改め、同注中7を8とし、6を7とし、同注5(D)中「5(C)」を「6(C)」に改め、同注中5を6とし、4の次に次のように加える。

5　第八四・六二項において圧延製品の「スリッター工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー、スリッター及びリコイラーから成る加工工程をいう。圧延製品の「切断工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー及び剪断機から成る加工工程をいう。

別表第八四類の号注2中「注5(C)」を「注6(C)」に改める。

別表第八四・一四項中「並びに換気用」を「、換気用」に改め、「問わない。」の下に「並びに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）」を加え、同表第八四一四・六〇号の次に次の一号を加える。

八四一四・七〇	密閉形の生物学的安全キャビネット	無税

別表第八四一八・一〇号中「外部扉」の下に「若しくは引出し又はこれらを組み合わせたもの」を加える。

別表第八四一九・一一号の次に次の一号を加える。

八四一九・一二	太陽熱温水器	無税

別表第八四一九・三一号及び第八四一九・三二号を削り、同表第八四一九・三九号の前に次の三号を加える。

八四一九・三三	凍結乾燥器、凍結乾燥ユニット及び噴霧乾燥器	無税
八四一九・三四	その他のもの（農産物用のものに限る。）	無税
八四一九・三五	その他のもの（木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のものに限る。）	無税

別表第八四二一・三二号の次に次の一号を加える。

八四二一・三三	内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバーター又は微粒子捕集フィルター（結合してあるかないかを問わない。）	無税

別表第八四二八・六〇号の次に次の一号を加える。

八四二八・七〇	産業用ロボット	無税

別表第八四・三八項中「動物性又は植物性の油脂」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂」に改める。

別表第八四・六二項を次のように改める。

八四・六二	鍛造機、ハンマー及び型鍛造機（圧延機を除く。）（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（引抜き機を除く。）（プレス、スリッター工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。） 熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機（プレスを含む。）及びハンマー	無税